

平成13年8月28日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

記

1 すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）7（1）の①から⑩までに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。
- (2) 各府省は、平成13年10月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。

- ① 名称
- ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③ 公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者の職名及び氏名
- ⑥ 主な目的及び事業

また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成13年10月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
- ② 事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名
- ③ 補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1及び2によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

4 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

平成10年12月4日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

改正 平成12年12月26日

公益法人については、その事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合がある。このような場合、当該公益法人は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日改正）に基づき、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされている。

この営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、所管官庁がその所管する公益法人を指導監督するに当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、公益法人の営利法人等への転換の指導監督を適切に行うものとする。

（別紙）

公益法人の営利法人等への転換に関する指針

1 営利法人等への転換が必要となる場合

公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況となることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。

2 営利法人等への転換の指導

- (1) 公益法人の事業内容が、1に掲げるような状況となっていると認められる場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）2—(2)—①及び②に掲げた措置を講ずるよう指導を行う。この措置は、平成11年9月までに講ずるものとする。
- (2) (1)の期限までに公益法人にふさわしい事業内容に改善されない場合においては、期限到来後速やかに、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行うものとする。期限到来前であっても、公益法人にふさわしい事業内容に改善することが不可能であることが明らかになった場合には、同様の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)の期限到来後においても、1に掲げるような状況が生じたと認められるに至った場合には、(1)

及び(2)に準じて措置を講ずるものとする。

(4)(2)に規定する措置を受けた公益法人は、措置後1年以内に、所管官庁に対し、営利法人等への転換に向けての計画を提出する。このとき、株式会社へ転換する方法(事業の一部を株式会社化する場合を含む。)の例は、後述の「参考」に掲げるとおりである。

(5)(2)に規定する措置の後、3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は、設立許可の取消しも含め対処する。

(6)公益法人が、(2)に規定する措置の前に自主的に営利法人等への転換を行うことを決定したときは、その旨を所管官庁に報告する。このとき、(4)及び(5)に掲げる期間は、報告を行った日から起算する。

3 営利法人等への転換後の対応

(1) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分するものとする。

また、公益法人が当該株式等を保有する間は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載する。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

(2) 営利企業と公益法人の運営が一体となっているという疑念を与えないようにするため、営利企業の取締役と存続する公益法人の理事の兼務は避けることとし、やむを得ず兼務となる場合も、指導監督基準に定めた理事の割合の上限を超えることのないようにする。

4 営利法人等への転換に関する全体像の把握

総務省は、公益法人の営利法人等への転換状況等を把握するために、所管官庁に対する調査を毎年度行い、「公益法人に関する年次報告」において公表するものとする。

(注) 別紙は省略

資料
12

休眠法人の整理に関する統一的基準

昭和60年9月17日
公益法人指導監督連絡会議決定
改正 昭和63年3月10日

資料
12

民法第71条後段に規定する「正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザル」公益法人（以下「休眠法人」という。）の整理に関する統一的基準は下記のとおりとする。

各主務官庁は、この基準に基づき、それぞれ所管の公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等に関する要綱を定め、所管休眠法人の整理促進に努めるものとする。

記

1 公益法人の調査

主務官庁は、各府省大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規制（以下「監督規制」という。）に定める報告、届出等を3年以上怠っている公益法人（報告、届出等を行っているが、その内容が著しく事実に反しているもの又は全く事業を行っていないものを含む。以下「法人」という。）について、登記簿により法人の概況を把握するとともに、次に掲げる事項を調査し、法人の実態を把握する。

- (1) 事務所及び職員の状況 (2) 理事の状況 (3) 事業の実施状況 (4) 資産及び会計の状況
(5) 社団法人にあっては、社員及び総会の状況 (6) 備付書類の状況 (7) 法人登記の状況

2 休眠法人の認定

主務官庁は、上記1の調査結果等に基づき、主として、次に掲げる事由を総合的に判断し、休眠法人と認定する。

- (1) 引き続き3年以上事業を行っていないこと
(2) 理事が存在しないこと又はその任期が3年以前に満了していること
(3) 理事の所在が確認できないこと
(4) 事務所及び職員が存在しないこと
(5) 主務官庁の監督規則に基づく報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること
(6) 引き続き3年以上にわたって収入及び支出がないこと
(7) 社団法人にあっては、引き続き3年以上にわたって総会が開催されていないこと
(8) 財団法人にあっては、基本財産が存在しないこと

3 休眠法人の解散指導及び設立許可の取消し

休眠法人と認定した法人については、次の方法により、その整理を行うものとする。

(1) 理事の存在が確認された場合

主務官庁は、当該理事に対し、解散の指導を行い、自主的に解散させるものとするが、これに応じない場合は、あらかじめ理事について聴聞を行った上で、設立許可の取消しの処分を行い、この旨を理事に告知する。

(2) 理事が存在せず、又はその所在が確認できない場合

主務官庁は、設立許可の取消しの処分を行い、その旨を官報に掲載する。

4 解散登記の嘱託

前記3の取消処分の告知又は取消処分の官報掲載を行った場合は、主務官庁は、必要な期間を経過した後、当該法人事務所所在地の登記所に解散登記の嘱託を行う。

資料
13

特例民法法人の指導監督について

平成20年11月11日
公益法人等の指導監督に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

政府は、公益法人に対する指導監督等を適正なものとするべく、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を策定し、公益法人に対する指導監督等の適正化に努めてきたところであるが、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置づけるとともに、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度改革を実施したところである。新公益法人制度は、平成20年12月から施行されるが、現行の公益法人（民法法人）は、新制度の下で移行手続を済ませるまでの間は、特例民法法人として存続することとなる。

そこで、各府省は、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、これら特例民法法人の活動の適切な発展を図るべく、適正な指導監督等を一層強力に推進していくこととし、次のとおり申し合わせる。

記

特例民法法人の指導監督については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定によるほか、公益法人（民法法人）に係る従前の決定等の例による。

この場合において、これら決定等について所要の読替え（別紙）を行うものとする。

（別紙）

読替えは次の表のとおりとする。

読み替える決定等		読み替えられる語句	読み替える語句	
「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成8年9月20日決定）	本文	4	公益法人に対する	特例民法法人に対する
	本文	4	公益法人の	特例民法法人の
	本文	4	ため、毎年度「公益法人に関する年次報告」（仮称）を作成すること	もの
	別紙1	1から8まで（5(1)、8(4)、(7)を除く。）	公益法人	特例民法法人
	別紙1	2(1)、7(1)	定款又は寄附行為	定款
	別紙1	2(4)	設立許可の取消	解散命令
	別紙1	4(1)、(3)、5(2)、7(1)	社団法人	特例社団法人
	別紙1	4(1)、(4)、5(3)、(7)、6(1)	財団法人	特例財団法人
別紙1	8(1)	民法第34条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法第34条	

	別紙 1	8(1)	定款等	定款
	別紙 1	8(4)	公益法人で	特例民法法人で
	別紙 1	8(4)	当該公益法人	当該特例民法法人
	別紙 1	8(4)	「公益法人に関する年次報告」 に記載	公表
	別紙 1	8(4)	各公益法人	各特例民法法人
	別紙 1	8(7)	公益法人に	特例民法法人に
	別紙 2		公益法人	特例民法法人
「公益法人の設立 許可及び指導監督 基準の運用指針」 について（平成8 年12月19日申 合せ）	本文		公益法人の設立許可及び指導 監督を	特例民法法人の指導監督を
	本文		各公益法人	各特例民法法人
	本文		、公益法人に	、特例民法法人に
	別紙	基準1の運用指針から 基準8の運用指針まで （基準2(2)～(4)の運 用指針(5)、基準5(1) の運用指針(1)、(3)、基 準7の運用指針(5)、 (6)、基準8(2)～(4)の 運用指針(3)、(4)、基準 8(6)の運用指針を除 く。）	公益法人	特例民法法人
	別紙	基準2(1)の運用指針 (1)、(2)、基準4(1)の 運用指針(7)、基準7の 運用指針(2)、基準8(1) の運用指針(2)	定款又は寄附行為	定款
	別紙	基準2(1)の運用指針 (2)	設立許可取消	解散命令
	別紙	基準2(1)の運用指針 (2)	民法第71条	一般社団法人及び一般財団法人に関 する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する 法律（以下「整備法」という。）第 96条
	別紙	基準2運用指針、基準4 の運用指針	社団法人	特例社団法人
	別紙	基準2の運用指針、基準 4の運用指針、基準5の 運用指針、基準6の運用 指針	財団法人	特例財団法人
	別紙	基準2(2)～(4)の運用 指針(6)	設立許可の取消	解散命令
別紙	基準2(6)の運用指針 (2)	33業種	34業種	

	別紙	基準4(1)の運用指針(1)、(2)	定款、寄附行為	定款
	別紙	基準4(1)の運用指針(1)	定款・寄附行為	定款
	別紙	基準4(1)の運用指針～基準4(4)の運用指針	民法上	法律上
	別紙	基準4(3)の運用指針(1)	民法第53条、63条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第35条、整備法第86条
	別紙	基準4(3)の運用指針(1)	民法又は監督規則等	法律又は監督規則等
	別紙	基準4(3)の運用指針(3)	民法第38条、69条	整備法第85条
	別紙	基準8(1)の運用指針(2)	民法第34条	整備法による改正前の民法第34条
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	公益法人で	特例民法法人で
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	「公益法人に関する年次報告」に記載	公表
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	総務省	内閣府
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	当該公益法人	当該特例民法法人
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(4)	「公益法人に関する年次報告」による実態の公表	実態の公表
	別紙	基準8(6)の運用指針	公益法人の営利法人への	特例民法法人の営利法人への
休眠法人の整理に関する統一基準 (昭和60年9月17日決定)		前文	民法第71条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第2項
		前文	正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザル	正当な理由がないのに引き続き三年以上(施行日前の期間を含む。)以上その事業を休止した
		前文	公益法人	特例民法法人
		前文	設立許可の取消し	解散命令
		1	公益法人	特例民法法人
		1、2	社団法人	特例社団法人
		2	財団法人	特例財団法人
		3	設立許可の取消し	解散命令
		3	告知	通知
		3	その旨	その要旨
公益法人の営利法人等への転換に関する指針(平成10年12月4日申合せ)	本文		、公益法人の	、特例民法法人の
	別紙	1から3まで(2(1)、3(1)を除く。)	公益法人	特例民法法人
	別紙	2(1)	公益法人の事業	特例民法法人の事業
	別紙	2(1)、4	、公益法人	、特例民法法人
	別紙	2(5)	設立許可の取消し	解散命令
	別紙	3(1)	公益法人が	特例民法法人が
	別紙	4	総務省	内閣府

	別紙	4	「公益法人に関する年次報告」 において公表する	公表する
公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日申合せ）		前文	公益法人	特例民法法人
		1から3まで（1(1)②、 1(2)、2(4)②、2(5) ②を除く。）	公益法人	特例民法法人
		1(1)②	公益法人指導監督官	特例民法法人指導監督官
		1(2)	、公益法人	、特例民法法人
		2(5)、3(1)	総務省	内閣府
		2(5)	「公益法人に関する年次報告書」により公表	公表
インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて（平成13年8月28日申合せ）		前文	公益法人	特例民法法人
		1から3まで（1(1)を除く。）	公益法人	特例民法法人
		1(1)	所管公益法人	所管特例民法法人
		3	総務省	内閣府
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議の設置について（平成16年10月14日申合せ）		1	公益法人に	特例民法法人に
		2	総務省大臣官房審議官	内閣府大臣官房公益法人制度担当室長
		5	総務省及び法務省	内閣府及び法務省
公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日申合せ）	本文	2	公益法人	特例民法法人
	本文	3	公益法人の会計処理	特例民法法人の会計処理
	本文	3	公益法人に対し	特例民法法人に対し
	本文	4	公益法人の	特例民法法人の
	別紙	第1から第5まで（第1を除く。）	公益法人	特例民法法人
	別紙	第1 1	民法(明治29年法律第89号)第34条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法第34条
	別紙	第1 1	「公益法人」	「特例民法法人」
	別紙	第1 3	定款又は寄附行為	定款
公益法人会計基準の運用指針について（平成17年3月23日申合せ）		3、7、8、9	公益法人	特例民法法人
		10	財団法人	特例財団法人
公益法人会計における内部管理事項について（平成17年3月23日申合せ）		1、2、4、5	公益法人	特例民法法人

資料

14 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）

平成 14 年 3 月 29 日
閣 議 決 定

IV. 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

V. 改革の実施に向けて

3. 各府省は透明化・合理化ルールが適正に運用されるよう常に意を用いるとともに、今回の改革で示された基本的考え方に立って、所管する事務・事業の不断の見直しに努めるものとする。
4. 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。行政改革推進本部は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。

（別添）

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

(1) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。

(2) 委託等

事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

(3) 推薦等

法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(1) 事務・事業の法的位置付けの明確化

- ① 委託等に係る事務・事業の基本的内容を法律で定める。
- ② 推薦等に係る事務・事業は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）に基づくものとし、これらの内容を法令において明確に規定する。
- ③ 検査等の基準を客観的に明確なものとする。

(2) 指定・登録基準等の明確化、公開等

- ① 委託等については、法人の指定基準の基本的な事項を法律で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定める。
- ② 推薦等については、法人の登録基準を府省による裁量の余地がないよう明確化した上で、法令又は告示で定める。
- ③ 指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定・登録された法人に係る事項（法人等の名称、指定・登録時期、法人の連絡先、指定・登録の理由等）をインターネットで公開する。
- ④ 指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通の事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

(3) 料金の決定及び積算根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せてインターネットで公開する。

(4) 事務・事業の定期的検証

委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。特に、検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行う。見直しの状況の概要については、毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

また、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

(5) 指導監督の適正な実施

委託等を行う府省は、法令に定められたところにより、委託等を受ける法人に対する指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努める。

2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

(1) 中立公正な運営の確保

- ① 委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。
- ② 推薦等された事務・事業が公正に行われることを担保するために、当該事務・事業を行う法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- ③ 委託等された事務・事業に関わる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- ④ 推薦等された事務・事業に関わる法人の役職員について、当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

(2) 会計処理の明確化及び透明化

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（様式1又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットで公開すること。

（3）事務・事業の実施の透明化

- ① 国から委託・推薦等された検査等と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。
- ② 委託等された事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限定されるような仕組みを設けないこと。

Ⅲ. 補助金等の交付等に関する事項

1. 実施計画の対象事項に対する措置

（1）実施計画の対象とされたものについて、各府省は以下の措置を講ずる。

- ① 次に掲げる事項を公益法人の所管府省（以下「法人所管府省」という。）のホームページに掲載する。
 - ア 「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、その理由
 - イ 補助金等が年間収入の3分の2以上を占める状態を解消するための改善計画を策定することとされたものについて、当該改善計画
 - ウ 集中改革期間内（平成17年度末まで）に改革の措置を講ずることとされたものについて、その達成状況
- ② 例外事項に関わる個々の補助金等の政策的必要性を始めとした合理的理由を検証するため、毎年度の予算要求にあたり検証を行うほか、3～5年ごとに政策評価を実施する。その際、評価結果には、当該箇所が明らかになるようにする。なお、初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

（2）実施計画のフォローアップとして、上記（1）①に掲げる事項を毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

（3）「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は交付先の公益法人が以下の事項をインターネットで公表するよう指導する。

- ① 公益法人における助成・給付事業の内容、助成基準、決定方法等
- ② 国からの補助金等のみを用いて助成・給付事業を実施している場合、当該事業に関し国が定める基準

2. 公益法人向け補助金等全般に対する措置

（1）各府省は、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する申合せ）について、常に最新の情報を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項も新たに掲載する。

- ① 補助金等に係る事業概要、主な用途（下記（2）②アの書類で代替可）
- ② 補助金等の執行に当たっての交付先選定理由として、次に掲げる事項
 - ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）が適用される場合
 - ・ 補助金等適正化法が適用される旨

- ・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載）

イ 会計法に基づく契約を行う場合

- a 一般競争契約の場合
 - ・ 一般競争契約である旨
- b 指名競争契約の場合
 - ・ 指名競争契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由
 - ・ 指名基準、及び競争参加者選定の具体的理由
- c 随意契約の場合
 - ・ 随意契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由
 - ・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載）

（2）各府省は、以下の措置を講ずる。

- ① 所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。
- ② 公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。
 - ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（様式2又はそれに準じたもの）を作成。
 - イ 上記書類を、①の書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告。
- ③ ①、②で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。

3. 新規発生防止のための措置

- （1）各府省は、公益法人向けの補助金等に関し、予算及びその執行について以下のとおりとすること。
 - ① 要求段階で補助金等の交付先等が特定される場合、「第三者分配型」となるもの、公益法人が「補助金依存型」となることが見込まれるものは、原則として予算要求しない。
 - ② 要求段階で補助金等の交付先等が特定されないものの、執行において「第三者分配型」、「補助金依存型」となることが見込まれる法人に対しては、原則として補助金等の交付決定や随意契約の締結を行わない。
- （2）各府省は、指名競争契約及び提案公募型による補助金等の執行において、応募対象を公益法人に限定せず、かつ、公募方法、選定基準、選定方法を執行に先立って対外的に明らかにすることとする。
- （3）各府省は、以下の①又は②の状態が生じた場合には、その旨及び合理的説明を法人所管府省のホームページに掲載する。
 - ① 競争契約、提案公募型で結果的に「補助金依存型」公益法人が生じた場合
 - ② 競争契約で選定した公益法人において結果的に「第三者分配型」が生じた場合
- （4）フォローアップとして、上記（1）に拠りがたいものが生じた場合については上記1に準じた措置を講ずることとするほか、実施計画で例外事項とされたものと併せ、「公益法人に関する年次報告」に一覧性をもって表掲載する。

IV. 実施時期

- （1）実施時期については、（2）の事項を除き、平成14年4月1日から実施する。
 - （2）各府省のホームページへの掲載は、平成14年7月1日から実施し、年1回は必ず更新することとする。
- （注）様式1，2は省略

資料
15

公務員制度改革大綱に基づく措置について

平成14年3月29日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）記Ⅱ3（3）「公益法人への再就職に係るルール」に基づき、下記のとおり、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

1. 各府省は、所管公益法人に対し、公表する当該法人の役員名簿に次に掲げる事項を付記するよう指導する。
 - （1）各役員の常勤・非常勤の別
 - （2）国家公務員出身者である役員についてはその最終官職（官房付等で退職した者については、その前職名も併せて記載する。）
上記の「国家公務員出身者」とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者とする。
2. 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）に対し、以下のとおり指導する。
 - （1）役員の報酬・退職金に関する規程を定めること。
 - （2）（1）の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。
また、各府省においては、（1）の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとするとともに、各府省のホームページに掲載する。
3. 各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）については、2の措置に加え、以下の措置を講ずる。
 - （1）常勤の役員の報酬・退職金等について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）によるほか、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導すること。
 - （2）役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、今般、独立行政法人役員についても決定（「特種法人等の役員の給与・退職金等について」平成14年3月15日閣議決定）がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請すること

- 公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

3 適正な再就職ルールの確立

（3）公益法人への再就職に係るルール

公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行う。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

- 特殊法人等の役員の給与・退職金等について（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）（抄）

2. 独立行政法人の役員の選考

独立行政法人の役員の在任は、65歳までとする。ただし、理事長その他これに相当する職又は副理事長その他これに相当する職にある者で特別の事情がある場合は、この限りでないが、この場合においても70歳に達するまでとする。

なお、政府が任命権を有する独立行政法人の役員については、当該役員の知識及び経験が法人の業務運営上特に必要である場合等においては、内閣官房長官に協議の上、上記の限りでないものとする。

おって、政府が任命権を有さない独立行政法人の役員については、各独立行政法人において上記の趣旨を踏まえて適切に任免が行われるよう、主管府省から要請するものとする。

資料
16

「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について

平成17年3月2日
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ

「今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）」6（1）イ（ア）「適切な退職管理」（ii）に基づき、下記のとおり、所管公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

1. 各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、平成17年4月1日以降、国家公務員出身者が離職後2年以内に国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ、所管府省に対して報告を行うよう指導するとともに、各府省は、所管公益法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。
2. 上記1.の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。以下同じ。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者とする。
3. 上記1.「国と特に密接な関係を持つ公益法人」とは、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「公務員制度改革大綱に基づく措置」という。）に定められているとおり「国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人」とする。

◎ 今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）

6. 公務員制度改革の推進等**（1）公務員制度改革の推進****イ. 当面の取組方針**

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

（ア）適切な退職管理**（ii）略**

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

資料
17

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日
閣議決定

3 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他公的部門の見直し

③ 公益法人等

主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。

平成21年12月25日
閣議決定

国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、徹底的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の関係に関する従来の見直しは十分なものとはいえず、政府関連公益法人と行政の関係に対する国民の視線には厳しいものがある。

（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

(2) このため、行政からの支出又は権限の付与（注）により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。

（注）行政以外の公的主体・関係団体等からの支出又は権限の付与のうち、行政が関与するものを含む。以下同じ。

(3) 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。

(4) 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。

(5) 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。

（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。

(6) 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

(1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施すべきものであるか。

② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。

③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなど

については、地方公共団体で実施できないか。

- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

(2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。